

第 1 回千代田区特別職報酬等審議会会議記録

日 時：平成 24 年 5 月 29 日（火） 時間：午後 1 時～午後 2 時 4 0 分

場 所：千代田区役所 6 階 特別会議室

出席者：（委 員） 9 名（定数 10 名、欠席 1 名：上村委員）

（事務局） 政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
総務課長	机の上に委嘱状を置かせていただいております。区長が戻り次第、挨拶等もございますので、私、総務課長が進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、委嘱状交付をさせていただいたということで、報酬等審議会が発足いたしました。3 年に一度、区長、副区長、それから、議員の報酬について審議を行うということでございます。 皆様、3 年前にも同じく報酬等審議会委員をお務めいただいた方もいらっしゃると思いますが、初回でございますので、自己紹介をお願いしたいと思っております。
藤原委員	藤原房子と申します。ジャーナリストということになっておりますが、私は、長い間、日本経済新聞の記者をしておりまして、最後は編集局生活情報部で辞めて、今は定職はございません。いくつか公的な委員会、会議等のお仕事を、まだ、多少続けております。三番町在住でございます。
総務課長 前川委員	ありがとうございます。それでは、前川委員、お願いします。 東京商工会議所千代田支部の会長になりました、前川と申します。 この春に、前堀田会長から引き継ぎました。私は、現在、興産信用金庫の理事長を務めております。興産信用金庫は、千代田区に本店を構える唯一の金庫でございます。そういうことから、商工会議所千代田支部の会長を務めさせていただき、それで今回の御縁になったと思っております。よろしくお願いいたします。
総務課長 水野委員	それでは、水野委員、よろしくお願いいたします。 皆さん、こんにちは。千代田区の議員待遇者会を代表というのは大げさですが、毎回この会議に出ております。今回で 4 回目になりますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。
総務課長 武藤委員	では、武藤委員、お願いします。 法政大学の武藤と申します。私の専門は行政学ですが、行政の制度について、いろいろと勉強しております。そういうことから、こういう審議会に委員として招かれているのだろーと思っておりますが、千代田区では、そのほか、基本構想の会議も 10 年程前にやっておりますし、その前は、行政改革か何かで委員をやったことがあります。 もう一つ、去年から、行政評価のことをやっており、こちらは区民参加会議などをやりながら、結構忙しく時間も取られる会議ですけども、今年も、また、それをお引き受けしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
総務課長 山崎委員	では、山崎委員、お願いします。 皆さん、とても御立派な方々のお集まりなのに、婦人団体協議会というのは、地域の婦人の代表者が集まっている会議でございまして、そのまた、持ち回りで代表ということで、私が引き受けた次第ですので、大したことはできませんけれども、以前は、千代田区の景観審議会というものにも出席させていただいたり、活性化事業審査会というものを、今、兼任しております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

総務課長 鎌倉委員	では、鎌倉委員、どうぞ。 千代田区連合町会長協議会の会長の鎌倉と申します。出身は、神田神保町地区でございます。この会長を務めておりまして、町会としては、住まいは神田猿樂町と申しまして、JR で言えば、水道橋、あるいは御茶ノ水が近いという地区でございます。 私も千代田区の立場上、いくつかの委員会、審議会の委員を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。
総務課長 近藤委員	では、近藤委員、どうぞ。 こんにちは。連合千代田の議長を務めております、近藤と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。 私は、昨年の 12 月に連合千代田の議長を拝命しまして、実は、余り連合千代田の活動もよく分かっていない状況です。日頃は、日本医療事務センターという労働組合で委員長をさせていただいております。単組の活動でいっぱいいっぱい、連合の活動までなかなか手が回りませんが、右も左も分からない状況の中で、今回、初めて、こういうものに参加をさせていただくことになりました。お役には余り立てないとは思っているのですが、一生懸命頭だけは働かせながら、皆さんについていけるように頑張っていきたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。
総務課長 平委員	では、平委員、お願いします。 公認会計士の平と申します。よろしくお願い致します。私も 3 年前に、こちらの審議会委員を務めさせていただきまして、二度目ですが、事務所を司町に構えておりまして、かれこれ、20 年以上は、千代田区に毎日通勤に来ているという感じで、大変お世話になっております。 千代田区さんの役職というか、須田町辺りの小学校の跡地を再開発するという案件があったと思うのですが、そちらの方の委員も、会計士という立場で参加させていただきまして、やはり何かと千代田区というのは、本当に私の第二の故郷のような感じでおりますので、一生懸命頑張りたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。
総務課長 番委員	では、番委員、お願いします。 平河町に事務所を持っております、弁護士の番敦子と申します。よろしくお願い致します。 千代田区さんとは、情報公開個人情報保護審査会を長くやっております。最近では案件がありまして、ときどき来させていただいております。 弁護士業務以外にも、今、このような審議会等が多くて、国では再就職等監視委員会の委員を務めており、内閣府では、犯罪被害者の関係をやっている、そちらの方の検討会委員とか、男女共同参画の女性に対する暴力に関する専門調査会委員とか、私は、文京区に住んでおりますが、文京区では建築工事紛争の調停委員、それから、東京都の建設工事紛争審査会など、いろいろやっております。この報酬等審議会は 3 年前に初めて出させていただいて、なかなかそのときにすごく目新しく面白かったと、また、よろしくお願いいたします。
総務課長 政策経営部長	それでは、事務局職員紹介で、政策経営部長の渡辺でございます。 政策経営部長の渡辺です。どうぞ、よろしくお願い致します。水野先生、4 回目とおっしゃったのですが、私、去年の 4 月 1 日にこの職につきましたので、まだ、この審議会は初めてでございますので、皆様、お忙しい中、お引き受けいただきまして、大変ありがたいと思っております。是非、いろんな御意見を聞かせていただきまして、事務局としても一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。
総務課長	総務課長の須田でございます。今、部長からお話があった、去年の 4 月に一緒にセットで動きまして、私も初めてでございます。

鎌倉委員	私自身も勉強させていただいて、会を進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長の選出に進ませていただきます。 会長については、審議会条例に基づきまして、当審議会の会長を互選により選出するということになってございます。これにつきまして、ご意見はございませんでしょうか。 どうぞ。 会長の推薦ということですが、それぞれ、私を除きまして、識見の高い方ばかりでございます。中でも学識あるいは専門性、経験において、武藤先生が適任ではないだろうかと思ひまして、推薦させていただきたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。(拍手)
総務課長	(「異議なし」と声あり) では、今、鎌倉委員から武藤委員のご推薦がございました。拍手もいただいております、ご異議なしというふうに考えております。 武藤委員に審議会の会長をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
武藤会長	では、早速、会長席にお移りいただきたいと思ひます。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。 それでは、皆さんからのご推薦ということですので、引き受けさせていただきます。
総務課長	前回も報酬審の会長を務めさせていただいたのですが、なかなか区長さん、副区長さん、それから議員さん、皆さんの直接的な給与、報酬に関することですので、23 区のことや、ほかの自治体のことを幅広く考えながら検討していかないといけない事項だとは思っております。皆さんの意見を聞きながら、今回もまとめられたらと思っておりますので、どうぞ、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。(拍手)
武藤会長	会長から、職務代理者の指名をお願いしたいと思ひます。
総務課長	職務代理としては、商工会議所の千代田支部会長でいらっしゃる前川委員をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。(拍手) よろしくお願いいたします。 では、早速審議に入りたいと思ひます。最初に、膨大な資料がございしますが、資料の説明をお願いします。 では、今日の資料ですが、第 1 回千代田区特別職報酬等審議会資料の目次がございします。11 資料ございします。1 つずつ説明させていただきます。 これから、区長が審議会あてに諮問をする内容でございします。これにつきましては、1 番の千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について、御答申をいただきたく諮問をするものでございします。資料 1 は、そういうことです。 資料 2 は、名簿でございします。 資料 3 でございします。報酬等審議会条例、第 2 条第 3 項に、区長は、少なくとも 3 年に 1 回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならない、と規定されております。 資料 4 でございします。これまでの過去の特別職の報酬等の改定状況でございします。 一番左側が、直近の中身でございまして、区長、副区長の給料額については、平成 22 年の 1 月から現在に至っている。 それから、議員報酬ですが、平成 18 年 11 月に改定をして、現在に至っているということでございします。それが、平成 21 年の答申をいただいたときの中身でございします。 あとは、前回、前々回、そのまた前というのがありますが、参考までにお付けいたしました。

資料 5 でございます。特別職の報酬等の計算の仕方ということで、区長、副区長については、毎月の給与は、給料と通勤手当、実際には通勤手当は支出していませんが、手当がプラスされているということで、千代田区の場合は、給料のみ。

それから、議員の報酬につきましては、議員報酬と費用弁償、費用弁償は交通実費相当ですね、それが加わって、毎月の報酬になっているというところでございます。

あとは、一般職員なので、割愛させていただきます。

資料 6 は、平成 23 年度の各区の特別職報酬等審議会の答申状況でございます。中央区は平成 24 年 1 月に区長については、0.2%引き下げ、それから、議員報酬も 0.2%引き下げということで、特別区の人事委員会勧告を受けての引き下げだと思われませんが、大体そのように下げているところが多いという状況でございます。

それから、A3 の資料です。これは、現状の特別職の報酬の年収一覧でございます。

資料 7-1 でございますが、条例上の計算というのが 1 としてあります。条例本則の金額に基づいて算出したものです。

下の 2 は、特例条例による減額後の計算、これは、例えば千代田区では、条例本則では、区長が 129 万 4,000 円という規定がございます。それを、自主的に特別の条例によって、下表を見ていただくと、122 万 9,000 円、6 万 5,000 円くらい減額しています。これは、特例条例によって、来年の 2 月まで、自主的に条例上の額を減額していますよということを、上表と下表でお示ししています。

それで、順位ですが、例えば、条例本則では、千代田区は、4 番目になります。年収で考えると、順位は 23 区中 4 番目という形で、それで、特例条例を適用して減額をすると、下表ですが、千代田区は、18 番目ということになります。

副区長についても、同じような形でございます。

あと、特例条例によって下げているのは、資料 7-2 でいけば、千代田区だけではなくて、目黒区も 10%、27 年の 3 月まで 10%下げるということで、上表の条例本則の額とは異なるので、また、順位も変わってくるということでございます。

資料 7-3 でございます。これは、区議会議長について報酬額を計算したもので、例えば、条例本則の計算と違うところが、目黒、杉並、豊島といったところが、条例上の報酬額を減額しております。

資料 7-4 で副議長は、下表の特例条例等による減額も、やはり目黒と杉並、豊島が何らかの形で下げているということでございます。

それから、委員長も同じ見方をしていただければと思います。

それから、資料 7-6 の副委員長も、同じ形態でございます。ですので、条例本則の計算と、下表の特例条例による減額が変わりないところは、そのまま適用をしているところになります。

資料 8 でございます。特別区人事委員会の勧告と区部の消費者物価の推移でございます。

平成 18 年に勧告が下がって、平成 19 年、20 年と若干ですが上がって、21 年から 23 年までずっと下がっているというのが、人事委員会勧告でございます。

それから、右下の方、24 年の 1 月から 4 月の区部の消費者物価指数でございますが、これは、24 年 1 月、2 月は同じで、ちょっと 3 月、4 月は上がってきたといったところの数値でございます。

資料 9、各区の地域手当・期末手当・退職手当の支給状況でございます。前回、千代田区の区長、副区長の給料については、地域手当というものを廃止するというので、答申を受けてございます。

	千代田区と中野区が地域手当を廃止しております。 あとは、右側の期末手当の支給率、これは、条例本則の支給率でございますが、3列目の議員のところを見ていただくと、杉並区が3.95、豊島区が3.80、それぞれ先ほどの表のように、特例条例で実際は下げているということです。条例本則では、この率ですけれども、実際、支給するときは、3.43とか、3.70に下げているという実態があります。 資料10、議会活動状況です。例えば、平成23年度を見ていただくと、定例会が4回で、定例会の中で開会しているのが18日で、会期日数が97日といった、定例会と臨時会と合わせてどのくらい活動しているかという資料でございます。 あとは、真ん中の段ですが、本会議別の議決件数ということで、第1回定例会が25件、それで、2回、3回とあって、年間で58件の区長提出議案があったという中身です。委員会提出議案は4本、それから、議員提出議案が16本、計78本を審議したというような見方をさせていただきたいと思います。 あとは、常任、特別委員会の回数、23年は常任委員会が62回開かれた、特別委員会は59回、議会運営委員会等全部合わせると、178回の委員会等が開かれていますというようなことです。 あと、常任委員会は、千代田区の場合は、企画総務委員会と生活福祉委員会、環境文教委員会という3つの常任委員会が設けられています。 それから、特別委員会は、駅及び駅周辺環境整備特別委員会が1つ。それから、災害対策特別委員会、それから、(仮称)高齢者総合サポートセンター調査特別委員会がございます。3つの特別委員会がございます。 ということで、そこに、付託された議案の件数、全部合わせて53件ありましたというような中身でございます。 最後、資料11、国及び東京都の報酬等の状況でございます。国の大臣や、国務大臣等の額が出ています。 内閣総理大臣は、月額205万円、知事が148万6,000円ということでございます。知事は、10%の減額をしているということでございます。 あと、前回の答申、それから、23年版の議会活動内容を資料として付けさせていただいております。 資料説明は、以上でございます。
武藤会長	どうもありがとうございます。資料に過不足はございませんか。大丈夫ですね。
総務課長	まず、この審議会の公開、非公開、それから会議録の公表について、どのようにするかということを考えなければいけないということで、区長さんがいらっしゃいました。
武藤会長	どうぞ、進めてください。
水野委員	それでは、公開にするか、非公開にするか、それから、会議録について、どのように取り扱うかということをご議論いただけたらと思います。まずは、会議そのものの公開、非公開ということですが、これは、いかがいたしましょうか。
武藤会長	公開でいいんじゃないですか。
	ほかにご意見はございますか。
	千代田区としても、原則公開ということでお願いしてきていますので、では、審議会も公開ということで進めさせていただきます。
	それから、会議録についての公開、非公開でございますが、いかがでしょうか。
総務課長	今までは、どうだったの。 前は公開です。全文公開です。概要ではなくて、全文公開です。

武藤会長	要約ではなくて、全文を起こして、それを公開するということによろしいでしょうか。
水野委員	はい、結構です。
武藤会長	では、そのようにさせていただきます。
総務課長	それでは、どういたしましょうか。
区長	区長が到着しましたので、区長、まずは、諮問を。
	千代田区特別職報酬等審議会殿、千代田区特別職の報酬等について諮問いたします。
	千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について諮問いたします。
	千代田区議会議員の報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について、よろしく願いいたします。
総務課長	では、引き続き、区長からご挨拶を申し上げます。
区長	区長の石川です。今日は、ちょっと前の会議が長引いてしまって、遅参をいたしましたこととお許しいただきたいと思います。 もう議事が進行しておりますが、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。 まず、皆さん方には、大変、お忙しいところ、かつ、報酬に関しましては、非常に難題だと思っておりますけれども、ひとつご審議を賜りまして、答えをいただきたいというところでございます。 事務局からもお話があったと思っておりますけれども、千代田区で報酬等の審議会の条例は、区長や議員につきましては、3年に一度、こうした場でもってご議論をいただいて、方向を出していただくということになっております。 たしか、前回、平成21年、こうした会議を設定させていただき、そして、答申いただいたわけございまして、武藤会長には、そのときも会長でございましたし、メンバーの中で、何人か引き続きお願いをしていると思っております。 一般的に、公務員の給料等は厳しい環境で、どんどん下がってきているということは、ご承知のとおりだろうと思っております。 一方、私を含めて、特別職につきましても、そうしたことを勘案しまして、報酬なり給与というのは、下がってきている傾向があることは、ご承知だろうと思っております。 国家公務員につきましては、既にご承知だと思っておりますけれども、今後、2年間、平均7.8%の給与が削減されるということが決定しております。 それに連動しまして、内閣総理大臣あるいは大臣等も一定の額について、削減をしているという傾向がございまして。 ところで、特別区は、国家公務員の給与削減に絡んでどうするかということは、まだ、具体的には議論をしておりません。ご承知のとおり、それぞれ自治体が、職員の給与を人事委員会等を通じて決定するわけございまして、今のところ、特段動きがないというのが状況でございますが、今後の状況によってどうなるかは、なかなか見極めにくいところがございます。 特に、千代田区の区長等の特別職の給料につきましては、資料等でもご案内を申し上げたと思っておりますけれども、中野と千代田区以外と、ちょっと決め方が違っております。端的にいいますと、地域手当、昔でいうと、都市手当というのですか、それが、特別職にも支給されておりましたが、前回の審議会で、どうもはっきりしないということで、千代田区も地域手当を本体の方に組み込んで、給料額を決めてきた経過がありますので、そうしたことも含めて、是非、ご議論を賜りたいと思っております。 ある面では、年俸制を導入するという意思是、私どもはないですけれ

総務課長	ども、年間の給料なり、報酬がどうかということをよく議論を賜りながら、方向性をいただければと思います。 いわゆる区長等についての、単純に月給だけでは、なかなか比較論ができないということは、具体的に資料でも説明をしたと思いますので、是非、そうしたことも含めて、幅広くご議論賜りまして、ご答申をいただければありがたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。 どうぞ、よろしくお願いいたします。 では、諮問の関係で、私の方から、今、区長の方から会長の方に提出させていただきました諮問について、若干説明をさせていただきます。 今回の審議会は、条例の規定に基づいて、千代田区議会議員の報酬の額並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否ということで、現在の議員報酬、区長、副区長の給料が適正かどうかということをお諮りするものでございます。本区において、議員報酬、区長、副区長の給料については、平成 18 年に 1 % 下げる旨のご答申をいただき、平成 18 年 11 月に議員報酬額及び区長、副区長等の給料額を引き下げる改定を実施したところでございます。 前回、平成 21 年の答申では、主要な指数、先ほどの特別区の人事委員会勧告や、名目賃金、区部の消費者物価指数を見ますと、プラスマイナス、相反する要素が混在していたということで、額については据え置きとしました。あと、1 つは、区民にとって分かりやすい給料体系とすることから、区長、副区長に支給されていた地域手当を廃止いたしました。 平成 18 年の改定から現在までの民間を含めた社会経済状況並びに地方自治体の経営状況など、世論の動向を踏まえて、ご審議いただきたいということでございます。 内容の説明をさせていただきました。
区長	では、会長、引き続き、よろしくお願いします。 どうぞ、皆さん、よろしくお願いいたします。
武藤会長	(区長退室) それでは、早速、審議に入ってまいりたいと思います。まず、初めに、資料のご説明をいただきましたけれども、これ以外に考え方を整理していく上で、必要な資料がございましたら、ご提議いただきたいと思います。例えば、ここは 23 区の資料を全体として配っていただきましたが、市町村あるいは国の場合も特別職の一部については、資料がございましたけれども、23 区だけ見ていけばいいのか、それとも、もう少し幅広く、市レベルの何か典型的な類似団体といえいいんでしょうか、ただ、千代田区はちょっと特殊ですので、どこを参考にするかというのは、なかなか難しいのですが、市の平均値とか、そういうようなものは検討しなくていいかということなんですけれども。 あるいは、区長さんの給与というのは、どう考えるべきかといったときに、千代田区の社長さんの給料を調べても比較にはならないと思いますので、やはり 23 区の区長様の比較、その中で考えるのが適正だと思いますが、類似の市を考えるかどうか、民間の場合は、ではどう考えるか。公務員の給料というのは、民間準拠という制度ですときて、人事院勧告の引き下げの話がありましたけれども、これは、民間の企業の、8,000 社くらいでしょうかね、何千という企業を調べた上で、国家公務員と比較して、人事院が出すと、そういう決め方になっていますので、そこに合わせて、公務員給与というのは、民間の動きに合わせて動いていくというのが、これまでずっと考えてきたわけでございます。 ただ、法律として提案されているのは、今度は、自立的な労使関係、民間企業と同じように、使用者側と労働者側が交渉して決めていきましようということになりまして、法案は閣議決定され、国会にも提出され

	ていますが、こういう時代で、去年の6月くらいに確か出されたのですが、通っていないくて、自立的な労使関係のところまでいっていません。 そうすると、その法案が通ると、今後は、人事院勧告はなくなりますから、どのようにするのかなと思っていますが、そういう意味で、これから、どのように考えていくべきかというご議論をしていただくことになると思うのですけれども、まずは、資料でこんなものがあるかどうかというご提案がございましたら、いろいろ考え方を見る上で、どんな資料が必要かなと、また、そういうお気づきの点がございましたらと思っているのですが、いかがでしょうか。 どうぞ。
前川委員	私は初めてですので、前回もあったということですが、どのような順序で決まっていくのかというステップ、そういうものの資料があれば。
武藤会長	議論の流れですね。
前川委員	そうですね。例えば、スタートラインの絶対額がこうで、あと、相対的にこう見ていくとか、何を基準とするのか、基準がどこにあるのかというところからスタートしていくのかなと思います。
武藤会長	そうですね、私もその点、初めての委員の方と、もう4回もされている水野委員のようにベテランの委員さんと、ちょっと出発点が違うところもあるかと思いますが、全体の、いつごろまでにどんな答申、内容は別ですが、いつごろまでに、どんなふう考えていくのか、順番はどんなふう調べていくのかと、ちょっとそこをご説明いただけますか。
総務課長	スケジュール感ということですが、今日、第1回目として、9月をめどに、5回程度、5、6回開いていただいて答申を出していただきたいと思うのが、大雑把なところでございます。
	ただ、額のところの決め方というのは、今、会長もおっしゃっているとおりで、まずは額があるかと思うので、それに関わる資料というのを揃えさせていただいて、決めていただくと、事務局的には思っております。
武藤会長	特に事務局として準備した、こういう論点を、1回目はこうで、2回目はこうでというのは、特にないことかと思いますが、最初に私は、資料からと申し上げてしまったのですが、むしろ、自由にどういうふう考えるかというのを、ここで委員の皆さんからご発言をいただいて、それで、どんなふうに進めていくかを考えた方がよろしいかと思いますね。
藤原委員	どうぞ。
	前にもお聞きしたことはありますけれども、今日のご説明で、この資料7の読み方というのがよくわからない、これは、質問ですが、よろしいですか。
武藤会長	結構です。
藤原委員	先ほど、目黒、杉並、3区がどうこうというのを繰り返しおっしゃいましたね、どうしてその3区が、位置関係が変わったのかということについて、背景がおありだったら、ちょっとご説明いただきたい。何か、これを見ていると、順位が動いているんですね、不思議だなと思って、これは、何か力関係とか、そんなのがあるんでしょうか。
武藤会長	区長さんの部分ですね。
藤原委員	それで、大体給料なんていうものは、私も長い間、もらい続けていましたけれども、一体自分のもらっている給料が、高いのか、安いのかというのは、自分でもよく分かりません。人様のを見たって、高いか、安いか簡単には言えないわけでね、労働の評価というのは難しいというのは、いつも思っているのですが、公務員の場合も、23区によって、みんな同じようにやっていらっしゃるわけなので、自治体の財政力が違うというのは、当然のことなんですけど、似たりよったりのところで、何で

総務課長	3つがいつも連動して動いているのかと思って不思議だったんです。ですから、その背景をご説明いただけますか。 今、財政状況とおっしゃっていたのですが、目黒は確かに財政状況が悪いので、自ら区長、副区長だけではなくて、議員の報酬も下げようといったところだと思います。 あと、杉並と豊島については、なぜ、期末手当の支給月額を下げたのかというのは、背景は調べていないので、次回までの宿題とさせていただきます。
藤原委員	済みません、大体横並びで動いているというのが、今の日本の常識だったものですから、どうして独自の変わり方をしているのかなと思ったので、では、教えてください。
総務課長	言えるのは、今、言った目黒は財政状況の関係があると、これは確かなことです。
武藤会長	どうぞ。
番委員	資料7-1の実際の減額後の計算、これを私たちは考えるのか、条例本則の額、ここをやはり考えるのかというのが、よく分かりません。それで、この5%減というのは、恐らく、区長さん自らといいますか、多分、主導でお下げなされたと伺っておりますので、これについてのお話ではなくて、条例本則の額が主体なのかと思いますが、前回のときは、一番大きな点は、地域手当をどうするかということで、かなり議論をしましたけれども、もう地域手当がなくなってしまうと、では、この金額がいいのか、悪いのか、あるいはもう少し下げるべきなのか、でも、下げるべきといっても、実際には、特例条例があって下げていらっしゃる。そこら辺の考え方をどうしていいのかというのは、ちょっとはつきりしませんね。前の答申を見て思い出していたのですけれども、やはり前のときは、地域手当の話が非常に重かったのも、それを廃止なさったということから、非常にすっきりした形にはなったんですけれども、すっきりすると、今度、この特例条例をこのまま続けるべきだということまで踏み込むのか、あるいはどうなのか、これは自主的なものだから、ここは関係ないとするのか、ちょっとそこら辺の対象をどう考えるのか、現実に私たちが考えなければいけない額。
武藤会長	そうですね、事務局というよりも、ここでどう考えるかですね。特例条例は、平成25年の2月まで、そうすると、22年から25年というのは、前回の答申を受けた後に特例条例がつくられて、その前はいかがだったのでしょうか。
総務課長	地域手当の率を下げたということでございます。12%の地域手当の率を、それを半分の6%にしたというのが、実質的な区長判断により引き下げということでございます。
武藤会長	だから、そういう答申を受けて、区長がどういうふう引き下げをするかというのは、次の問題になりますね。ですから、特例条例を前提に考えるのではなくて、特例条例がないことを前提として考えて答申を出すべきだとは思いますが。
番委員	分かりました。
武藤会長	また、特例条例を含めて、その条例の中に入れるというのは、やはりちょっと違う判断になってきて、そうすると、その引き下げ分はどういう根拠かというのを審議会として考えないといけないと。
鎌倉委員	どうぞ。
総務課長	この特例条例というのは、いつからとおっしゃいましたか。
鎌倉委員	平成22年の1月から25年の2月まで。 これは、以前はなかったわけでしょう。

総務課長	地域手当というものが。
鎌倉委員	だから、区長が前回の報酬審議会の答申以降に、改めて区長が、この特例条例を議会に提案して、可決されたということですね。その提案の説明とか、資料で出してもらえませんか。
総務課長	現在の給料月額を5%減額する特例条例の前は、やはり特例条例はありました。それは、地域手当が生きていますので、地域手当を12%から半分の6%に減額した特例条例を区長自らが定めた。
政策経営部長	それで、前回の答申を受けて、地域手当を廃止しましたので、地域手当の率の計算ではなく、区長が判断して、5%という減額を継続したということです。この前も特例条例はありました。
武藤会長	前は地域手当で、今回は給料月額の5%、地域手当ではなくなってしまうですね、実質的には特例条例を設けて、答申よりも下げた形。
	ただ、特例条例は、ほかを見ますと、目黒区と江戸川区ですか、23区のうち3区だけということですから、これは、区長さんの政治判断で自ら引き下げて議会に提案し、それで承認をいただいていると、そういうことなので、そこは、区長さんのいろいろな判断があったと思いますが、私たちは、今度は、引き下げを当然だという形で答申の中にも5%を組み込んで、そんなややこしいことはやめた方がいいということを提言するのだとするならば、5%引き下げていることが望ましい、どうして望ましいかを答申の中に書いていけばいい、逆にいうと、書いていけないといけないということになると思います。どういう観点から5%引き下げが望ましいかということ。
	どういうふうに、どこから議論を初めていくかということも含めて、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。
平委員	どうぞ。
	私、ちょっと職業柄、通常、企業の役員の給料とかを拝見しておりますが、当然、全然違うと思いますけれども、当然、財政状態がどうだとか、税収がどうだとか、そういう入ってくるお金が、今期はどうなるということ、一応念頭に置いてやる必要はないのでしょうか、会社の場合は、そういうのが当たり前になっていきますけれども、こういう地域社会のあれだとどうなんですかね、そういうのは関係ないのでしょうか。
武藤会長	いや、関係なくはないと思います。やはり国も財源が厳しくなってきた、そこで消費税増税をしなくてはということから、まずは、公務員、自分たちの身を切るという意味で公務員給与の引き下げをして、そして、政治家の皆さんも引き下げて、あるいは国会も定員を削減するとか、報酬を下げるという議論が出ていますので、財政状況が厳しいところは、やはりそれなりに減額を自ら進めているのではないかと思います。
平委員	そうすると、私たちが、このくらいの金額ですよというのを決めたとしても、税収ががたんとは落ちるとか、そういうのがあったら引き下げざるを得なくなるわけですね、その辺の考え方というのは、どうなっているのかなというのをちょっと知りたいと思います。
武藤会長	そこは、ここで決まれば、議会で決めていくわけですね、最終的には条例で決めますから。
政策経営部長	議会で審議をいただいて、可決か否決かという形になると思いますけれども、そういったご判断をいただくことになります。
武藤会長	それが通れば、そのとおり、例えば、消費税を上げても、そこは払わなくてはいけないという義務づけになるかなと思います。だから、財源が厳しいというか、東京都の場合、23区は特別区制度で財源保障がされていますから、例えば、千代田区だけが財源が下がったとしても、必要な経費は都の方というか、23区の財政調整の仕組みの中から補填されますので、そう急激に下がるということはない。
	例えば、夕張市のように破綻をした自治体の場合には、自主的に下げ

藤原委員	るということよりも、下げざるを得ない状況の方が大きくなる。 ちょっと質問ですけれども、今のお話を伺っていて、民間ベースの給与その他と、公務員のを大まかに比較して、一体、これまでであった、戦後ずっと長いですけれども、その間の較差といいたいまいしょうか、公務員と民間との、そういうようなものが、今、どんな状況にあるかというようなことが、大づかみでわかるような資料というのはあるのでしょうか。 つまり、戦後すぐですけれども、これは、占領軍が言ったのは、パブリック・サーバントというのは、公務員のことですけれども、給料は高くないのは当然だみたいなことを言った時期がありますね。そのときは、まだ、民間企業も安かったけれども、民間は勝手に営利事業でどんどんもうけて、給与を上げていって、較差が随分、民間の方が高くなっていた時期があると思うのです。だから、人事院勧告というのは、やはりそこら辺のバランスを取りながら、公務員の正当な報酬というものを定めるといふ、そういう大方針があったと思うのです。 ところが、今みたいに民間企業が非常に差は大きいですが、かなり痛んでいる部分が大きくなってくると、相対的に公務員の所得といふか、給料は高くなってきている感じが多くの人はしているのではないかと、私は漠然と思うものですから、そういう傾向がもし分かるようなデータがあれば、お出しいただくと、考える参考になるのではないかと思います。
政策経営部長	人事委員会の勧告の経緯ですかね、毎年出ます、そこら辺のところの資料でよろしいですか、毎年。
藤原委員	それをトレンドとしてわかるような、今年とか、去年とかという細切れではなくて。
政策経営部長	もうちょっと長いスパンの、では、それは。
鎌倉委員	東京都の資料もあるんじゃないの、東京都は人事院勧告に基づいて。
政策経営部長	23区も特別区の人事委員会がありまして、その勧告を受けて、東京都とほぼ足並み揃っているのですけれども、若干違うこともあります、同じくらいで、特別区人事委員会を出しています。職員の給与は、みんなそれを受けて。
鎌倉委員	人事委員会。
政策経営部長	特別区人事委員会の勧告を受けて、職員の給料は、それで設定しているところです。その資料は、長期のスパンでね。
番委員	やはり民間の方とは大分違う考え方だと思うのですが、やはり千代田区の財政状況の推移、余り変わらないとか、大幅に増減がないのであれば、私たちは、今までのことをベースに考えればいいと思うのですが、一応、それは、大まかでいいので、専門の先生もいらっしゃいますから、ちょっと見させていただければと。それは、資料として出していただくとありがたいです。
武藤会長	議員さんという職業といふか、お仕事は、民間企業にはあるのでしょうかね、社外取締役のようなものが非常に近いかなと思うのですが、選挙で選ばれるわけではありませんので、やはり選挙で選ばれるというところは、区長さんと議員さんの特別なところかなと思いますけれども。
水野委員	どうぞ。 実は、この前、この審議会として答申を出しました。そして、結局、区長が自分の給与条例として議会に提案をしたところが、いわゆる地域手当そのものがいろいろ議会で議論になったわけです。地域手当は、一体全体何だと、要するに終戦直後の、いわゆる物価がどんどん上がっていったときの状況で、給料の値上げも追い付かないので、公務員も地方公務員も地域手当と称して物価に追い付くようにくっつけたというの

	が、この地域手当なのでしょう。それで、そんな 30 年も前のものが、まだ現存していたのかというようなことが議会で議論になったというふうに私は聞いております。 そして、要するに、我々は素直に、地域手当、今まで区長が大体自分では半分くらいだけもらっていたと、そんな 12 万何がしはもらっていないんだと、だけれども、やはりそれくらい、低い方がいいのではないかという意見は、当然あったのでしょうか。 それで、結局、13 万 9,000 円という現行のものを減額して、それで、これを出したわけです。ですから、議会で、そんなのはだめだということで、結果的に区長も分かったということで、それを取り下げて、129 万 4,000 円、それで、更に減額して、122 万 9,000 円という提案で落ち着いたと、こういうのが当時の実情ですよ。ですから、事務局がそういうことをちゃんと説明をしないから、3 年か 4 年前のことだけれども、あなた方は、そのときには、その担当で勿論ないので、お気の毒なんだけれども、現実には、我々が答申を出したうのみに、それをして、区長が提案をしても、議会ではなかなか通らない場合もあるわけです。 ですから、ましてや、区長に本俸のほかに地域手当が付いているなんて、そんなの知らないよ、みたいな話もあるわけです。 ですから、ほかの、要するに目黒とか、中野とか、比較的給料に厳しい、中野なんか革新的な区長さんが出ていましたから、トップの給料をできるだけ低くしろという方針でずっときているわけです。 ですから、千代田区の場合、財政状況がいいとは言いながら、そんなに給料を上げることはない。 ですから、議員さん、議会の方がそういう状況を見たと。それで、現状、その後も、いわゆる費用弁償も自発的に下げると、千代田の場合には、そういうことをおやりになっているわけです。比較的皆さんのお目にはとまらないけれども、費用弁償というのは、自分の自宅から議会の議事堂まで来る交通費みたいなものですね。それで、1 日の費用を弁償するわけですから、それも、率先して下げようということで、今、幾らにしてあるの。 今は実費です。実際にかかった費用です。 実費ということは、地下鉄で来たら。 170 円とか。 地下鉄の料金。 はい。 今まで 5,000 円だったのですよ。それを地下鉄なら地下鉄の往復料金ということでしょう。 それは、いつから変わったんですか。 それは、前回答申した、その後だね。 平成 22 年の 9 月です。 では、答申を得て、特例条例で区長さんが下げて、しばらくして、議会の方でやられたのですね。 ですから、議会側も非常に襟を正しているということもあるのですが、それでも、区民の皆様からは、給料がどうだというご批判はあると聞いておりますが、私は、いいところではないかなと思っているのですけれども、とにかく議員さんは議員さんで、やはり現状の経済状況をよく察知して、襟を正しているということなんです。 ですから、この前の答申も、先生の答申も、議会は据え置きという形
総務課長	
水野委員	
総務課長	
水野委員	
総務課長	
水野委員	
武藤会長	
水野委員	
総務課長	
武藤会長	
水野委員	

	でお出しいただいたわけです。 ですから、今度、区長さん、3年後に、とにかく状況が状況だから、どうも区長の給料も高いんじゃないかと、だから、少しご批判いただいているのなかという気はしているんですけども、委員の皆さん方は、どういうお考えか、23区の中で一番どんけつでもいいわけです。だけれども、区長の働きというのは大変なんだといえ、いや、どんけつではないよと、筆頭区なんだから、大体上の方にいかなければというようなあれもあるのでしょうかけれども、その辺は、皆さんのお考えを十分聞いていただいて、そして、こういう時期ですから、まさか給料、報酬を上げるような答申はできませんよ。今の時期にね、皆さん方で、上げた方がいinanていう方はおられないと思いますけれどもね。 余談みたいな感じで、済みません。 それでは、今の議員さんの報酬を考えるのが、この審議会ですから、どういう形で、費用弁償。 前回、費用弁償と政務調査費が載っていますね。
武藤会長	
鎌倉委員	
武藤会長	そうですね。政務調査費も含めてくると、なかなかややこしい話になりますが、ただ、どういう実態であるのかということ、それで、費用弁償の5,000円だったのが、実費支給になって、自主的にどのくらいの減額になっているかというようなことも知っておいた方が、資料としては、あった方がいいのかなと思いますので、それを見ながらどう考えていくかというのを検討していきたいと思います。 先ほどの区長さんのご挨拶の中には、月額報酬だけではなくて、年俸制ではおっしゃっていなかった、年俸制ではないけれども、年収全体を考えてほしいというようなご挨拶だったと思いますので、ということになりますと、区長さんの方は、それほどそういうものはないとしても、議員さんについては、実費弁償と政務調査費がありますので。
水野委員	前回の委員の中に、岡本さんという方がおられて、この方が、政務調査費の委員をやっておられて、それで政務調査費については、いろいろ議会の方にもサジェスチョンして、それで、いかに公明にやるかと、領収書、その他きっちり付けないと、いろいろ細かいことを一生懸命岡本さんはご提言なさってやっておられた。 ところが、岡本さんが亡くなってしまった、急逝されてしまった。この方も、2、3回、私はご一緒していますので、政務調査費でも大変お世話になって、これは全国の町村会議員の事務局か何かにおられる方ですから、なかなか詳しい方でした。 ですから、そういう方が、今回はおられないので、お話を聞くことができないのですが、先生はご専門、それぞれがありますから、今回の場合には、政務調査費は、いわゆる我々関係ない話ですから、ひとつその辺のところで、とにかく現在の報酬はこうだと、現在の報酬が、要するに長年蓄積されたノウハウによって、区長の報酬はこれ、議員の報酬はこれという形で積み上がって、何十年という長い年月で来たものですから、ですから、これをひとつ基準にさせていただいて、それで、他の区とのバランス、そういうものもご勘案いただいてやるより、しょうがないのかなという気もするのですけれども、これは、1つの私の単なる意見でございます。
武藤会長	どうぞ。
前川委員	今、基準ということでお話があったので、この実績を基準にするという考え方ですね。 それで、そもそもなんですけれども、月額でも年俸でも同じですが、似たり寄ったりですね、そんなに変わらないですね。ということは、何らかのそういう動きがあって、計算の根拠みたいなものがあるんでしょ

武藤会長	うね。民間ですと、もっと差が出ますよ、これだけ似通った数字というのは、それなりの、ほとんど変わらないですから、ということは計算方法があるんじゃないですかね、機械的にというわけではないでしょうけれども、それで、後は、さっきおっしゃった財政事情が、そういうのが働くのですかね、要素として、そのつくりをちょっと教えていただきたいところなんです。そういうのはあるものなののでしょうか。
	これまでの報酬等審議会も、全部そこでの議論を見直してみると、そもそもの出発点は何であったのか、それで、どういうふうに変わってきたかということがわかるかなと思うのですが、結構大変なことだと思いますが、ただ、ここでのこの実績、今は 129 万 4,000 円だと、ここを前提として、社会情勢は 3 年前と比べて、どういうふうに変化したら、どういうふうに減額しましょうと、減額が適正ではないかというようなことを答申として出していくまでに、3 年前はここですね、今度は社会情勢が、こういうふうに下げるとしても、ここの変化なのか、それともずっと大きな変化を見て、ここが高過ぎるから引き下げようとか、上げようとか、そういう議論がずっと戦後 60 年を見ながらやったときに正解が出るかどうか、なかなか難しいと思いますが、ただ、23 区は、こういう資料も、ほかの区も例えばそうだと思うのですが、隣の区がどうであったかということを見ながら、ほかが上がってくれば、自分たちも上げたでしょうし、ほかが下がってくれば、下げたしという、そういう動きをしているから、やはりそんなに変わらない、常に 23 区は、23 区を対象にしながら見ているからだと思うんです。
水野委員	そういう意味では、市町村と、例えば、人口 5 万人規模の市で、日本全国集めた場合はどうかというと、相当違ってくると。
	かなり違うと思いますよ。地方の市町村の議員さんの報酬にしても、人数も違いますしね、それから、首長さんの報酬も、財政状況が地方は非常に厳しいですから、非常に安いでしょう。ですから、地方の 5 万レベルの町村の資料と比べたら、こんなに違うと思いますね。
鎌倉委員	地方は恐らく参考にならないでしょうね。
藤原委員	町村合併で、やっと人口を 5 万にして市に昇格したなんていうところはいくつもありますからね。
前川委員	そうすると、基本的には、現状を出発点とするというのが普通なのですかね。
藤原委員	でも、その流れというのは、ある程度つかんでおかなければいけないのではないのでしょうかね。
鎌倉委員	そういう意味では、前回の答申の今後の課題、7 ページに幾つか、7 ページ、8 ページに 9 項目、今後の課題ということでもありますけれども、これをどうとらえるかということもあるかもしれないですね。
	私も初めて知ったけれども、6 番の議員報酬を月額制から日当制と、実際にあるのかなと。
武藤会長	あります。福島県の矢祭町というところですが、合併をしない宣言というのをしたところですね。町長さんも、ちょっと有名な方で、テレビによく出演した方ですが、日当制の議員報酬、ただ、その後、続いているところは、どうもないようなんですけれども。
鎌倉委員	やはり地方と東京は、かなり違うのではないかと思います。地方議員の役割、あるいは実態も違うと思います。
藤原委員	人口規模 5 万人というと、非常に特殊な例が集まってきてしまうと思いますけれども、さっきおっしゃったように、近辺の、例えば武蔵野とか三鷹とか、東京の 23 区とかなり似通った人々が住んで、似通った人口規模のところの数字というのは、ちょっと参考に比較ができると思っているわけなんですけれども。

鎌倉委員	例えば、5万人くらいの市というのは、どういうところがあるんですかね。
武藤会長	小金井が10万で、10万くらいが多いかと、一番小さいのはどこですかね。狛江が7万くらいで一番小さいですかね。
政策経営部長	では、少し市の議員、特別職、報酬ですね。
総務課長	特別職の報酬の推移というのが、昭和22年は、みんな大体同じだったですね、どこの区も、区というか、区長の金額が4,500円ですけれども、これは全部同じ、そういったところの経緯から、ずっと行政職の俸給の上がった分に合わせていくとか、そういった資料があるのが1つ。
武藤会長	それから、大体我々の給料とか特別職の議員報酬というのは、国からいろんなことを言われたり、都道府県からいろんなことを言われたりしているのですが、議員報酬の適正額に関する内筒というのが昭和37年に出ていたり、それから、特別職の報酬について、昭和39年に都道府県知事あてに出ていて、それが、東京都を通じて我々の方に来るというような状況もあったので、そこら辺の参考資料を、その変遷がわかるような資料を付けましょうか。
水野委員	はい。では、次回にそういうことをお願いいたします。 そのほか、どうでしょうか。
武藤会長	先生、結局、今、こちらの理事長さんもおっしゃったけれども、今、デフレ下で、結局、物価指数とか、そういうものを参考にして、3年前と比較をして、これだけ下がっているから、これくらい下げるのが妥当だとか、これくらい上がっているから、これくらい上げるのが妥当だというのが、一番簡単なんです。ですけれども、物価指数そのものがどうも、何か非常に単位がこまかいですからね、ですから、その辺のところで、報酬というものがほかにも加味するものが多々あるのかなという気もしないでもないんですね。
水野委員	では、中小企業の報酬がどうだとか、それは、人事委員会はそういうのは当然調査をして反映しているとは思いますが、特別職の場合は、なかなかそういうのを簡単に絡められないような要素があるような気がしてしょうがないのですけれども、その辺、特別職とは何ぞや、みたいな話で、皆さんは、どういうご意見をお持ちなのか、それを是非、伺わせていただきたい。特別職なんていうのは、あるのかなんて思っている方はいらっしゃるんですね。そんなのないよ、世の中になんて、言われてしまうんですよ。ですから、是非、これだけ広い高度な皆さんがおそろいですから、伺っておきたい。
武藤会長	4年に1回選挙があると、そのときの選挙の経費というのは、4年間少しずつ貯めていって、選挙の資金に使うと思うんです。その前後の数か月分の給与は全部選挙にという、生活できなくなりますからね、そうすると、選挙の年はお金がかかって、貯めておいて使うのか、借りて使うのかわかりませんが、人によって違うと思うのですが、4年に1回大きな経費がかかる。これは、どういうふうにカウントすべきか、ということだと思うのですが、それは、勝手に好きだから出たんだから、個人でやればという話になるのか、やはり区民全体のためのお金、そこは何かの形でこの中に含んでおかないと、お金持ちしか政治家にならないじゃないかという議論にするかですね。
水野委員	ありがたいことに、区民の有識者で、自分の後援してくれる方々が、やはりアメリカや何かと同じように、最近ではカンパしてくれるんですね。それは、大変大きなものなんじゃないでしょうかね。
武藤会長	なるほどね、カンパという形なのか、カンパだけで選挙ができる方というのは。
水野委員	いるでしょうね。

武藤会長	いて、余ったから皆さんに返しますというのが、私の知り合いでいますけれども、全部、あとはボランティアでやっていましたから。
水野委員	いらっしゃいます。それから、結構、いろいろいただきもので精算して黒字に若干なるという方もいらっしゃると思いますよ。
武藤会長	国家公務員の、先ほど事務官だけではなくて、政治判断で消費税の増税があるから引き下げたという側面がありますね。そこは、自治体としてはどう考えるべきか、というのはなかなか難しいんですが、消費税は、結局、自治体も今度はパーセントが増えて入ってきますから、それを踏まえるのかどうかですね。国の場合、先ほど水野委員から特別職をどう考えるかという問題提起がございましたので、国の場合は、どんなふうに特別職は減額したのかというようなことがわかるような資料があればお願いしたい。
水野委員	それは、出るでしょうね。
鎌倉委員	これは、完全な政治判断でしょうね。
水野委員	国会議員も提案は、300 万も減額と言っていたのが、話し合ったら 270 万になってしまったと、そんなものなんです。提案の方が高いんだから、300 万を 350 万にしたというならすごいなと思うけれども、やはり減額されてしまうんですね。だから、野党は格好のいいことを言っているだけでもだめなんです。300 万で、300 万ですんなり通らない、少し削ってしまう、だから、そこらがどうも国会議員の、我々としては面白くはないね。
武藤会長	いかがでしょうか、まだ、ご意見のない方もいらっしゃいますが、次回以降、本格的に議論を進めるための資料であるとか、あるいは考え方についての何か資料でもいいかなと思うんですけれども。
水野委員	この資料をとにかく全部、やはり目を通さないといけないでしょう。
武藤会長	そうですね。前回の答申も。
水野委員	答申した人が、3 年前を忘れているから、これをもう一回持ち帰って、よく勉強し直してきますから。
鎌倉委員	それだけの時間をください。
総務課長	確認だけ、1 つは、千代田区の財政状況の推移。それから、これは、人事委員会勧告が中心になるんですけれども、民間企業、事業者との差というか、民間事業者との調査結果、民間がどのくらい払われているか。それから、議員の費用弁償の実態。これは、実際、5,000 円支給していたけれども、3 年前になくなった。実際に払っていたらどのくらいになるのかとか、そういうことですかね。
武藤会長	そうですね。
総務課長	あとは、政務調査費ですね。
武藤会長	これは、全体の年間報酬ではないですけれども、年間受け取る金額の細かいところは勿論、ここで議論しませんが、年間どのくらいになっているのかということですね。
総務課長	政務調査費の支給実態。あとは、東京都の市部の報酬、それから、最後が今の国会議員の減額の推移、あと、先ほどの区長等の給料の変遷とか、国から来た通達、7 種類ですね。
鎌倉委員	これは、できる限り事前に送っていただければと思うんですけれども、それは可能でしょうか。資料について。
水野委員	なおいいいですね。結構ですね。
総務課長	わかりました。

鎌倉委員	今、言われた資料というのは、個人情報に関係ないですね。だから、普通に郵便で送ってください。
総務課長	わかりました。
武藤会長	では、そういうことで、資料にもう一度目を通していただいて、次回から本格的にというふうに思います。
鎌倉委員	どこまで踏み込むのか、踏み込まないのか、そういう問題もあるでしょうからね。前回の課題もありますしね。
水野委員	次回の日程を教えてください。
武藤会長	次回の日程を、事務局から、いかがですか、ご提案ございますか。
総務課長	資料づくりもあるので、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、また、第1回定例会も始まってまいりまして、実際には6月25日の週辺りはいかがかと思っております。6月25日は月曜日ですがけれども、この辺りのどこかで2回目をと考えております。 (日程調整)
武藤会長	それでは、6月25日の1時半から、よろしいですか、事務局も。
政策経営部長	では、25日の1時半から。
水野委員	いいですか。
総務課長	では、25日1時半ということで。
総務課長	では、それまでに資料を送付いたします。それよりも前に
政策経営部長	1週間前くらいに資料を。
武藤会長	それでは、そういうことにさせていただいて、本日の審議は、これで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。 (「はい」と声あり)
武藤会長	どうもありがとうございました。
	—— 了 ——